

## 川崎市交通事業の領収書交付に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市交通局会計規程（平成25年交通局規程第13号）第28条ただし書に規定する領収書の交付を省略することができる収納金について定めるものとする。

(領収書の省略)

第2条 次に掲げる収納金については、領収書の交付を省略できるものとする。

(1) 乗車料金

(2) 乗車券販売に係る収納金

(3) 川崎市交通局ICカード取扱規程（平成19年交通局規程第6号）第3条第11号に規定するチャージに係る収納金

(4) 販売品（乗車券を除く。）に係る収納金

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(川崎市交通事業の領収書交付に関する事務取扱要領の廃止)

2 川崎市交通事業の領収書交付に関する事務取扱要領は、廃止する。